

嘉島町簡易水道事業包括委託

提案評価基準

令和7年9月

嘉島町建設課

この提案評価基準は、嘉島町（以下「本町」という。）が実施する水道事業包括業務（以下、「本業務」という）を受託する民間事業者（以下、「事業者」という。）の選定を行うにあたっての評価基準を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「募集実施要領等」という。）。

- ① 募集実施要領
- ② 要求水準書
- ③ 契約書（案）
- ④ 様式集
- ⑤ 提案評価基準（本書）

参加者は、募集実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

目 次

第1 審査方法.....	1
1 審査方式	1
2 受託者決定フロー	1
3 委員会の設置	2
第2 審査内容.....	2
1 プロポーザル参加資格の確認.....	2
(1) 必要書類の確認.....	2
(2) 参加資格の確認.....	2
2 企画提案審査	2
(1) 必要書類の確認.....	2
(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施.....	2
(3) 提案内容審査.....	2
(4) 総合評価点の算出.....	2
(5) 優秀提案者の選定.....	3
3 優先交渉権者及び受託者の決定.....	3
第3 総合評価点の算出方法.....	3
1 配点方針	3
2 企画提案書の審査項目等.....	3
3 評価点の算出方法	5

第1 審査方法

1 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受託者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案による技術面等の非価格要素とともに提示された見積価格を総合的に評価する。

2 受託者決定フロー

受託者決定のフローは図 1 に示すとおりである。

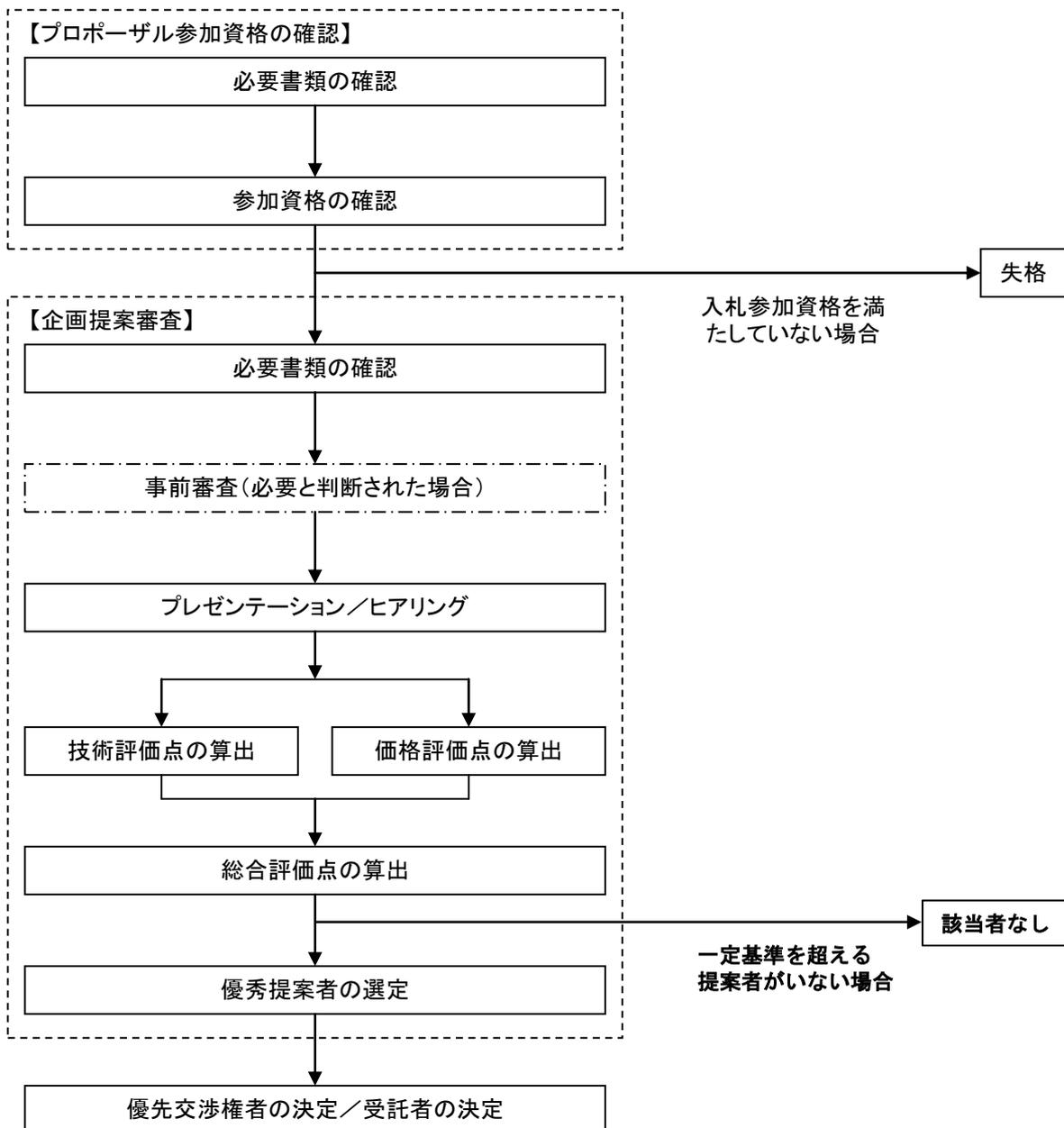


図 1 受託者決定フロー

3 委員会の設置

町は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「嘉島町簡易水道事業包括委託事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会の委員は、町の職員により構成している。

なお、参加者が、募集公告から優先交渉権者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

第2 審査内容

1 プロポーザル参加資格の確認

(1) 必要書類の確認

町は、参加者から提出された参加資格確認書類について、募集実施要領にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 参加資格の確認

町は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が募集実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 企画提案審査

(1) 必要書類の確認

町は、参加者から提出された企画提案書について、募集実施要領にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。

なお、参加者が多数あるなど、町及び委員会が必要と判断した場合は、町において「第3 総合評価点の算出方法」に基づき事前審査を実施した上で委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することがある。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

町及び委員会は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

なお、参加者が多数あるなど町において事前審査を実施した場合は、委員会に諮り決定した審査対象者のみにプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

(3) 提案内容審査

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「第3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行う。

町は、見積価格について「第3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行う。

(4) 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

(5) 優秀提案者の選定

町及び委員会は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を行った者を優秀提案者として選定する。ただし、総合評価点が一定の基準を超える提案者がいない場合は「該当者なし」とする。

優秀提案者が2者以上あるときは、見積価格が低い提案を行った者を優秀提案者として選定する。この場合において、見積価格が同額であるときは、委員会に諮って優秀提案者を選定する。

3 優先交渉権者及び受託者の決定

町は、選定結果をもとに優先交渉権者を決定し、契約交渉を行った後に受託者を決定する。

町は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の選定結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

第3 総合評価点の算出方法

1 配点方針

企画提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ70点及び30点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点 (70点満点)} + \text{価格評価点 (30点満点)}$$

2 企画提案書の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、企画提案書の審査項目、内容及び配点は、表1のとおりとする。

表 1 企画提案書の審査項目、内容及び配点

区分	審査項目	内容	配点		
	業務実施コンセプト (様式 10-1、10-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施の基本的な考え方が明確に述べられているか。 ・本業務に関する認識が十分か。 ・環境配慮に対する取り組みが述べられているか。 	5		
業務実施能力	業務実施体制 (様式 10-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するために必要な組織体制と人員配置計画(平日、休日、夜間、緊急時の各体制)が適切に提案されているか。 ・業務の引継ぎ計画・体制について記述されているか。 	15	25	
	配置予定従業者の資格・経験 (様式 10-4)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の技術者及び有資格者の数は十分か。 ・必要な有資格者の配置計画が適切か。 	6		
	受託実績 (様式 10-5)	<ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似業務の実績は十分か ・九州での業務実績を有しているか 	4		
業務提案内容	各業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画 (様式 10-6)	(共通) <ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ確実な実施方法が具体的に述べられているか。 ・要求水準未達とならないための対策、未達の場合の対応は適切か。 ・幅広く業務を包括的に一括して委託することによる利点を活かした有効な提案、欠点(課題)を克服する提案はあるか。 ・適切な教育訓練が提示されているか。 	25	40	
		維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ設備機能維持を可能とする運転管理・保守点検計画が述べられているか。 		
		その他業務	<ul style="list-style-type: none"> ・その他業務に関する取り組みが適切に計画されているか。 		
		危機管理・安全対策の提案 (様式 10-7)	<ul style="list-style-type: none"> ・異常時・緊急時における人員配備計画及び緊急連絡体制が効果的か。 ・現場からの支援要請に対する組織的なバックアップ体制は十分か。 ・停電、災害対策への提案が具体的に述べられているか。 		5
		本事業に対する独自の取り組み (様式 10-8)	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ実施可能な業務改善方策、コスト削減策が具体的に述べられているか。 ・将来的な業務範囲の拡大等についての考え方等が具体的に述べられているか。 		5
		地域貢献、社会貢献に関する提案 (様式 10-9)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材、企業などの各種地域資源の活用や社会貢献に関する提案が具体的に述べられているか。 		5
	見積価格 (様式 10-10)	(見積価格は委託の上限価格の範囲内か。)	30		

3 評価点の算出方法

表 2 に示す 4 段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位まで求める。

表 2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、特に秀でて優れていると認められる。	配点×1
B	当該審査項目について、秀でて優れていると認められる。	配点×2/3
C	当該審査項目について、優れていると認められる。	配点×1/3
D	当該審査項目について、優れているとは認められない。	配点×0

ただし、審査項目のうち「見積価格」は、以下により得点化する。

- ① 企画提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、見積価格に記載された価格が、委託の上限価格を超える者の価格評価点は 0 点とする。
- ② 見積価格に記載された価格が、委託の上限価格以下の者のうち、最低の者に、配点の満点である 30 点を価格評価点として付与する。
- ③ 上記①②以外の参加者の得点は、下記の式により②の最低価格との比率をもって小数点以下第 3 位を四捨五入し小数点以下第 2 位まで求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点(30点)} \times \text{最低価格} \div \text{当該参加者の価格}$$

(算出例)

X グループ：価格 7 千万円（最低価格）

⇒ 価格評価点 = 30.00 点

Y グループ：価格 8 千万円

⇒ 価格評価点 = 30 点 × 7 千万円 ÷ 8 千万円 = 26.25 点